

よくある質問(FAQ)を市ホームページに掲載

閩市民総務室
(☎6384・1378 ☎6385・8300)

引っ越しに必要な手続きや各種申請の方法など、市役所に寄せられるよくある質問(FAQ)を市ホームページに掲載しています。子育て・ごみなどといった暮らしの場面と、行政分野の2種類から探すことができます。ホームページ上部の「よくある質問」を選択してください。



更新は9月30日まで 障がい者医療証

閩障がい福祉室
(☎6170・4816 ☎6385・1031)

更新手続きが必要な人に、8月末に案内を送りました。9月2日(月)～30日(月)に障がい福祉室か、各障がい者相談支援センターで手続きをしてください。

国民健康保険、後期高齢者医療の人は更新手続きは不要。10月末ごろに自動で更新されます。

更新手続きが必要な人

◇障がい者手帳の有効期限が過ぎている人、次回判定年月か再認定時期が来ている人(国民健康保険や後期高齢者医療の人も含む)。◇社会保険に加入している人。◇今年1月1日現在市外に住んでいた人。

消費税率の引き上げに伴う 上下水道料金・給水加入金の変更

閩水道部総務室
(南吹田3☎6384・1255 ☎6384・1534)

下水道経営室
(☎6384・2011)

水道部工務室
(南吹田3☎6384・1371)

上・下水道料金 12月検針分の上・下水道料金から、消費税率10%で計算します。検針は2か月に1度行います。閩水道部総務室、下水道経営室。

給水加入金 給水装置を新・増設するときに必要な費用です。10月1日以降に申し込んだ工事の給水加入金から消費税率10%で計算します。閩水道部工務室。

いずれも軽減税率の対象外です。

小学校就学時健康診断

閩保健給食室
(朝日町☎6155・8152 ☎6383・6017)

時10月11日(金)～12月5日(休)。詳しくは市ホームページで確認できます。

▶対象 来年4月に小学校へ入学する平成25年4月2日～26年4月1日生まれの幼児。

対象児の保護者に10月初旬に案内を送ります。10月10日(休)までに届かない場合は同室へ。

ひとり親家庭医療証の更新を

閩子育て給付課
(☎6384・1470 ☎6368・7349)

現在の同証の有効期限は10月31日(休)です。9月30日(月)までに同課で更新手続きをしてください。児童扶養手当の現況届時に手続き済みの人は不要です。

指定難病・特定疾患に給付金

閩障がい福祉室
(☎6384・1347 ☎6385・1031)

対象者に3万2400円を支給します。

▶対象 9月1日現在、市内在住で指定難病か特定疾患にかかっている市・府民税非課税の人。吹田市障がい者福祉年金の受給資格者は対象外。

▶申し込み 9月2日(月)～30日(月)に特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給者証、印鑑、本人名義の預金通帳を持って、障がい福祉室か障がい者相談支援センターへ。今年1月1日現在、市外に住んでいた人は平成31年度非課税証明書など課税状況が確認できるものが要。特定疾患登録証では申請できません。

省エネ・バリアフリー・耐震 住宅改修で固定資産税を減額

閩資産税課
(☎6384・1247 ☎6368・7344)

翌年度分の固定資産税の減額が受けられます。減額対象面積や他の制度との重複不可など適用条件があります。詳しくは問い合わせてください。

▶対象 令和2年3月31日までにを行った以下の改修で、自己負担額が50万円を超えるもの。

▶申し込み 工事完了後3か月以内に所定の用紙を同課へ。用紙は市ホームページからダウンロードできます。

省エネ改修 平成20年1月1日以前に建築した床面積が50～280㎡の住宅で、窓の複層ガラス・二重サッシ化と床の断熱改修など省エネ基準に適合する工事。

バリアフリー改修 65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが住んでいる床面積50～280㎡の築10年以上の住宅で、廊下の拡幅や浴室・トイレの改良、手すりの設置などの工事。

耐震改修 昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、耐震基準に適合する工事。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず 読んでね

留守家庭児童育成室 入室申請書を配布

閩放課後子ども育成課
(☎6384・1599 ☎6368・7349)

来年4月入室分。9月2日(月)から放課後子ども育成課や留守家庭児童育成室、出張所、保育所、市民サービスコーナーなどで配布します。市ホームページからダウンロードも可。

▶申し込み 10月1日(火)～11月30日(出)に同課へ。10月12日(出)、13日(日)、11月30日(出)は午前9時30分～午後5時に臨時受け付け。

年金生活者支援給付金の支給

閩給付金専用ダイヤル
(☎0570・05・4092)
国民年金課
(☎6384・1209 ☎6368・7346)

年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せをして支給します。対象者には日本年金機構から9月上旬以降に案内を送ります。▶対象 今年4月1日現在で65歳以上の老齢基礎年金受給者か、障がい・遺族基礎年金の受給者で、所得などの支給要件を満たしている人。

9月は第3期分の納期 固定資産税・都市計画税

閩納税課
(☎6384・1283 ☎6368・7344)

納税は、便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。